０

**計画の性格**

**大阪府子ども総合計画の概要（案）**

**大阪の子どもを取り巻く環境・課題**

◇生活習慣の乱れや学力の問題をはじめとした様々な困難の顕在化

◇児童虐待対応の増大

◇経済力の低下をはじめとする家庭を取り巻く環境の変化

計画の性格

▶大阪府こども条例第１０条第１項に基づく子ども施策の総合的な計画

▶大阪府青少年健全育成条例第８条第２項に基づく青少年施策の総合的な計画

▶子ども・子育て支援法第６２条第１項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

▶子ども・若者育成支援推進法第９条第１項に基づく子ども・若者育成支援についての計画

▶次世代育成支援対策推進法第９条第１項に基づく次世代育成のための総合的な計画

▶子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第１項に基づく子どもの貧困対策のための計画

計画の期間

平成２７年度から平成３６年度までの１０年（あわせて５年単位の事業計画も策定）

特に関連性が高い計画

　・社会的養護体制整備計画

　・母子家庭等自立促進計画

・教育振興基本計画

**大阪府子ども総合計画は、大阪の現状を踏まえ、**

**こうした環境・課題に対応し、健やかな子どもの育ちを支えていくための羅針盤です**

◇多様な子育て支援のニーズの増加

◇将来に対する若者の不安の増大

**基本理念**

**次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪**

子どもの成長を社会全体で支えます。また、子どもにもっとも身近な社会である「家庭」の役割の重要性にも着目し、社会全体で支えていきます。

こうしたことによって、大阪の地で若者が自立し、次代の親として子どもを生み育て、その子どもが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、

やがて若者となって自立し、再び次の世代を担っていくという良い循環が続いていくことをめざします。

**基本的視点**

▶子どもを中心とする視点

制度に分断されることのない切れ目のない支援をめざします。

▶家庭の役割・機能の重要性に着目する視点

 　 子育て家庭の状況に応じた柔軟な支援をめざします。

▶子どもと「社会」との関わりを大切にする視点

子どもと「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めます。

【重点施策】

▶学力向上の取り組みの推進

▶豊かな心を育む取り組みの充実

▶幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上

▶就学児童の放課後対策

▶子どもの貧困への対応

▶青少年の健全育成、少年非行防止ネットワークの構築促進

**基本方向と取り組みの方向性**

【重点的な取り組み】

◇すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り

強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支

援します。

◇子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健

やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、粘り強く果敢にチャレンジすること、自立して力強く生きること、自律して社会を支えることができるような人づくりを推進します。

**３．子どもが成長できる社会**

【重点施策】

▶キャリア教育の充実

▶若者の就職支援

▶子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進

【重点的な取り組み】

若者が社会の中で自立することによって、次代の親になるなど自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

若者が社会の一員としての役割を果たすために、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを進めるとともに、次代の親になるなど自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

**１．若者が自立できる社会**

【重点施策】

▶安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

▶地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援

▶就学前の子育て支援の充実

▶ワーク・ライフ・バランスの実現

▶ひとり親家庭等に対する就業支援の充実

▶児童虐待の防止の取り組み

▶社会的養護体制の整備

▶障がいのある子どもへの支援の充実

【重点的な取り組み】

◇安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。

◇家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体

となった子育てしやすい環境をつくります。

◇さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。

支援の充実により、家庭の養育力を補完し、高めていくとともに、子育てしやすい環境を整備することにより、必要なときに必要なサービスを受けることができる体制の確保などを進めます。

**２．子どもを生み育てることができる社会**